

別紙解答用紙に解答すること。

次の文章を読み、以下の2つの設問に解答しなさい（2問必答）。

水泳競技用の水着を製造・販売するスポーツ用品メーカーA社は、空気を通さない素材（繊維ではない。）を用いて、縫い目がなく、締め付けも強いために水の抵抗を抑えることのできる新しい水着「スーパー・スイマー」を開発した。A社の実験によれば、スーパー・スイマーを着用した際のタイムは、他の水着を着用した場合に比べて格段により成績であったため、「高速水着」とも呼ばれるほど注目が集まった。

日本国内の公式大会でスーパー・スイマーが使用されると、それを着用した選手が日本記録を連発するようになり、ある年の記録で20の新記録のうち16がスーパー・スイマーを着た選手によって出されたことが判明した。また、翌年に開催されたオリンピックでも、スーパー・スイマーを着た選手により世界記録・オリンピック記録が相次いで更新された。

こうした状況の中、水泳競技の国内競技連盟Bと国際的な競技連盟Cの会議で、道具を用いて記録を伸ばすことの問題性が指摘され、「テクニカル・ドーピング」としてスーパー・スイマーの使用を実質的に禁止する新ルールが決定された。但し、スーパー・スイマーを着用した選手の全てでよい成績が得られたわけではなく、むしろその締め付けの強さから成績を悪くする選手もいた。

【設問】

問1

スーパー・スイマーの使用を実質的に禁止したBとCの新ルールは、「水着の素材は、繊維のみとする。」というものであった。この禁止措置の是非についてどのように考えるか、理由も挙げて述べなさい。

問2

スーパー・スイマーの開発は、A社の研究員だけでなく、大学や他の研究機関の協力を得て行われたもので、多額の開発費用がかかっていた。しかし、BとCの新ルールにより公式競技で使用できなくなったこともあり、スーパー・スイマーの売り上げが落ち込み、A社は思うような利益を上げることができなかった。A社は、営業上の不利益を主張してBとCを相手に損害賠償を請求したいと考えている。このような主張が認められるかどうかについて、理由も挙げて述べなさい。なお、法律上の知識については問わない。

*設問はフィクションであり、実在の人物・団体とは一切関わりがありません。

以上